

## 募集内容

<b>職種</b>	c 専門職員
<b>勤務形態</b>	3 勤務形態応相談
<b>部署名</b>	中小企業庁長官官房総務課訟務・債権管理室
<b>業務内容</b>	<p>給付金・支援金等に関する以下の業務並びに公的機関及び事務局との連絡調整等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不正受給の認定（債権発生）に係る資料の収集及び調整、当該債権の管理（督促・終了処理）に係る資料の収集及び書類作成等</li> <li>○自主的な返還の運用基準に関する関係省庁との調整等</li> <li>○訴訟に関する事務全般（給付金制度や申請状況の事実関係の調査、準備書面案の作成等）</li> </ul>
<b>募集人数</b>	8名程度
<b>給与</b>	日給14,300円（交通費、超過勤務手当、社会保険、賞与、退職手当支給（一定の勤務条件を満たした場合に限ります。）
<b>任用予定期間</b>	令和6年4月から令和7年3月末まで （勤務実績等を踏まえ、更新する可能性あり。採用日の相談可。）
<b>勤務日（曜日）及び勤務時間</b>	<p>週5日（月～金（祝日等を除く）） 9時30分から18時15分まで（昼休みは12時から13時） ※実際の勤務時間等については応相談。</p>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パソコンの基本操作(Word、Excel、PowerPoint、Outlook、Teams、PDF等の活用)が出来る方を希望します。</li> <li>○採用に当たっては、以下のいずれかに該当する方を採用します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定司法書士</li> <li>・上記と同等の専門的な能力を有する者</li> </ul> </li> </ul> <p>※国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない以下に該当する方は応募出来ませんのでご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けた日から2年を経過しない者</li> <li>・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ul>
<b>応募方法</b>	<p>履歴書（写貼）を下記連絡先まで郵送又はE-mail送付してください。書類審査を行い、面接に進んでいただく方のみご連絡いたします。応募書類は返却できません。選考終了後、こちらで責任をもって破棄しますのであらかじめご了承ください。</p>

<p>連絡先</p>	<p>〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 中小企業庁 総務課 訟務・債権管理室 担当：鍛冶原、津田 電話：03-3501-1768 E-mail：bzl-s-togoT●meti.go.jp ※●を@に置き換えてください ※件名は「給付金不正対応専門官への応募」と記載してください。</p>
------------	---